

5－4：災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定 (エープライド株式会社)

加古川市（以下「甲」という。）とエープライド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、甲が乙の協力を得て、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙は、災害用トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬・設置し、甲の確認を受けて引渡すものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ
- (2) 移動式仮設シャワー室
- (3) その他取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 災害用トイレ等の供給に係る賃借料及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の賃借料は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 乙は、第3条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議して決定し、乙の請求により、甲は速やかに支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平常時から災害用トイレ等の供給協力について情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義や変更が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和6年12月11日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 姫路市白浜町字佐崎南2丁目92
エープライド株式会社
代表取締役 阿南 朋之